

## 保育を必要とする理由(認定要件)

「保育の必要性の認定」を受けるためには、以下の「保育を必要とする理由(以下、「認定要件」)」のいずれかに該当している必要があります。

該当している場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」に各認定要件の理由について確認できる書類を添付して提出してください。

また、それぞれの認定要件には、保育所等を利用できる期間(認定期間)が決まっています。

認定要件	利用できる期間(認定期間)	保育の理由について確認できる書類
就労(月48時間以上)	仕事をしている期間	就労証明書
妊娠・出産	出産予定日をはさみ合計5ヶ月間	母子手帳(出産予定日がわかるページ)の写し
病気・疾病、障害	療養にかかる期間	診断書
家族等の介護・看護	介護・看護に必要な期間	申立書
災害復旧	必要な期間	子ども支援課へお問い合わせください。
求職活動	3ヶ月間	ハローワークカード
就学等	卒業予定日または修了予定日	在学証明書、時間割表
虐待・DV	必要な期間	子ども支援課へお問い合わせください。
育児休業	育児休業期間	就労証明書
その他	村が認める期間	子ども支援課へお問い合わせください。

**\* 保護者が父と母の場合、それぞれ保育を必要とする理由がなければなりません。**

(利用できない例) 父は働いているが、母は専業主婦 等